

奈良県告示第百五十五号

平成二十七年十二月奈良県告示第二百五十三号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等のうち知事が適当と認める書類等）の一部を次のように改正し、令和三年九月一日から施行する。

令和三年八月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

別表規則第七条第一項第二号の項及び規則第九条第四項の項中「第十二条第三項第一号」を「第十二条第二項第一号」に改める。